

【生殖医療部】保険適用に関する当院の方針について

2022年4月より、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」が新たに保険適用となりました。

保険適用となった治療は、国の審議会、関係学会のガイドライン等をもとに審議され、生殖補助医療及び一般不妊治療の各医療技術について有効性・安全性が確認されたものです。したがって、全ての治療が保険適用とはならず、現時点では薬、注射の用量・用法、治療の方法など保険適用とするには制限がかけられています。

当院でも最新の情報を皆様にご提供できるよう情報収集し、皆様にとって保険制度が有益になるよう努めておりますが、まだ詳細が明確になっていない部分もあります。患者様におかれましてもご自身で情報収集に努められ、どのように保険制度を利用して治療をしていくかを最終的にはご夫婦で決めていただくようお願い申し上げます。治療費用は院内で配布しておりますので、ご確認下さい。

保険適用に伴う当院の変更点とお願い

①保険と自費の混合診療について

保険診療で治療を行う場合は、自費診療との併用が禁止されており、厚生労働省等より厳しく指導されております。保険適用でない治療を行う場合は、その治療に係る薬剤、検査など全て自費診療となります。

②婚姻関係の確認書類について

婚姻関係(法的に入籍)または事実婚(出生した子について認知の意向がある)にあることが必須条件です。これまで人工授精、体外受精の治療を受けていない方には確認書類の提出をお願いしていませんでしたが、今後は当院を受診する方全て確認書類の提出が必要です。人工授精、体外受精の治療中の方で、1年以内に既に提出している場合は再提出不要です。

<提出書類>発行日から6か月以内のもの。1年毎に提出必要。

- 1) 入籍済みの方(婚姻関係): 戸籍抄本
- 2) 未入籍(事実婚): それぞれの戸籍抄本

③治療計画の同意について

保険診療での治療には治療計画書の作成とご夫婦の同意が必要です。タイミング療法または人工授精、体外受精を受ける周期または準備周期の最初の受診日には、医師と治療の進め方についてよく相談の上、治療計画を立てていきます。治療計画書を作成しますので、ご夫婦で同意書へ署名をしてください。ご夫婦でのご来院がない場合は、保険診療での治療を開始できません。また、治療計画を見直す場合にも、原則ご夫婦での来院が必要になります。

④採卵について

保険診療では「採卵術」という基本費用に加えて、採卵個数により費用が加算されます。採卵した卵子が1個で、その卵子が変性卵などで体外受精または顕微授精ができない卵子であった場合は、採卵数には加算しません。

⑤胚培養、胚凍結保存について

保険診療では、培養する受精卵や凍結する受精卵の個数によりそれぞれ費用が加算されます。

- 1) 体外受精または顕微授精実施後、受精した卵子と受精の可能性が否定できない卵子は培養を継続しますので、その合計個数により費用を算定します。
- 2) 培養3日目に発育が認められない卵子は、その時点で培養を中止します。胚盤胞培養を希望される場合は、胚のグレードに関わらず、発育が認められた胚はその後の培養を継続しますので、培養継続個数によって加算が生じます。
- 3) 胚を凍結保存する際は、当院の評価基準に従って胚移植に適すると医師が判断した胚を凍結します。

⑥薬剤について

当院で使用する注射薬、内服薬等の薬剤のうち一部は保険適用とならないものがあります。したがって保険適用外の薬剤は使用できません。使用する場合は、同周期のすべての治療が自費となります。また、保険適用となる薬剤でも、決められた種類、投与量、投与回数など制限がありますので、今まで使用していた薬剤を今まで通りの使い方で使用できるとは限りません。

⑦保険適用にならない治療・薬剤について（2022.4.9 現在）

<保険適用外治療>

着床前診断、二段階胚移植、PFC-FD療法、タクロリムス療法、以下の保険適応外の薬剤を使用する場合

<保険適用外薬剤>

- 1) 採卵決定時の卵胞成熟のための薬剤（2剤併用）：スプレキュア点鼻薬+オビドレル、HCG
- 2) ホルモン補充周期に使用する薬剤：バイアスピリン、スプレキュア
- 3) 卵胞発育のための薬剤：プレマリン、エストラーナテープ
- 4) 子宮内膜が薄い、着床障害予防目的：バイアスピリン
- 5) 胚移植後、妊娠後の子宮収縮抑制剤：ズファジラン
- 6) OHSS 予防：レルミナ

現時点では、保険適用となる診療行為、条件などまだ明確になっていない部分がありますので、詳細を全てお伝えすることが難しい状況です。また、今後更新される可能性がありますので、当院でも厚生労働省、関係各所からの通知等に従って、治療方針を変更する場合も考えられます。

保険制度をどのように利用していくのかをご夫婦でよくご相談の上、治療の進め方についてご検討下さい。保険適用に伴う変更点、現状につきまして、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

* 保険適用に関する詳細は以下 QR コードよりご参照下さい。
(厚生労働省：不妊治療に関する取組)

